

地域計画

策定年月日	令和7年3月25日
更新年月日	()
目標年度	令和14年度
市町村名 (市町村コード)	東近江市和南町 (252131)
地域名 (地域内農業集落名)	和南 (和南町)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	42.8 ha	※
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	42.8 ha	
② 田の面積	41.0 ha	
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	1.8 ha	
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	16.3 ha	
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	30.0 ha	※
(参考)区域内における70才以上の農業者の農地面積の合計	17.7 ha	※
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	32.9 ha	※
(備考)		

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における70才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

※

・当地域は鈴鹿山麓の中山間地にあり、圃場が狭小で除草法面が広く、除草作業の負担が過大で重作業となっており、また高齢化や後継者不足等により農地の維持管理が困難な状況にある。これらの課題において、抜本的な解決策を講じることが困難な現状にあり、耕作放棄地が拡大することが懸念される。

・また、〇〇〇は後継者不足や集約化集団化が進まないことから、担い手(受け皿)を確保し集約化等を早期に図ることが喫緊の課題となっている。地域の担い手を育成し、また新たな地域外の認定農業者を含め、担い手を早急に確保する必要がある。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

※

・水稻以外(麦、大豆)の作付けは土壌(湿田)の関係から困難な状況にあり、飼料米(WCS)を作付けしながら、刈り取り作業や乾燥調製作業(ライスセンター)の負担軽減を図る。

・水稻作物である主力のキヌヒカリやコシヒカリの収穫量が低いため、WCSへの依存度を高めていながら、作付品種を集団化することにより作業効率を高め、出役(労務費)の軽減を図り、経営の安定を図る。

・地域外から希望する認定農業者や認定新規就農者を受入れる。さらに、〇〇〇においては農作業や経営を担う者を募り、和南町の地域全体(住民)で運営(出役確保)に携わる仕組みについて合意形成を進める。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1)農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
・中間管理機構の貸付け(農地利用計画)を進めながら、担い手(認定農業者、集落営農法人)への農地の集積・集約化を基本としながら、地区内の担い手(維持継続希望者)の農作業に支障がない範囲で農地利用の効率化を高める。			
(2)担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	42	%	将来の目標とする集積率
			74 %
(3)農用地の集団化(集約化)に関する目標			
・〇〇〇の担い手(後継者)が不足することが懸念されことから、他方の担い手(〇〇〇・〇〇〇)へ農地の集積を行う。			
・畦畔ブロック撤去を行い、団地数の減少及び区画(団地)面積の拡大を進め作業効率を高める。(令和10年度)			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組	※
・担い手を中心に集積・集約化を進め、補助金を有効活用しながら耕作地の拡大(集団化)などに取り組む。	
(2)農地中間管理機構の活用方法	※
・農地中間管理機構に貸し付けにおいては、担い手への経営意向を踏まえ、段階的に集約化する。その際には〇〇〇での耕作地などに配慮しながら調整し、土地所有者の貸付意向を尊重しながら進める。	
(3)基盤整備事業への取組	※
・畦畔ブロックを撤去し、農地の基盤整備を令和10年頃を目標に計画実施する。	
(4)多様な経営体の確保・育成の取組	
・地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市町村及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。	
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の取組	

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	
【選択した上記の取組内容】				
①獣害柵は中山間事業などで整備されているが、山林が近接し草木の繁茂を防止する必要があるため、中山間直接交付金を活用しながら、伐木撤去や除草を行いながら維持管理に努める。				
⑦圃場の保全管理では特に刈取り期には湿田化を防止するため水管理や圃場整正を適切に行う。また、除草においては適切かつ計画的に実施する。				
⑧農業用施設は農地まるごと交付金を活用し、農道、用排水路等の修繕工事を実施しながら良好に維持管理する。				

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 14 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
個人		水稻	24.2 ha	- ha	水稻	10.6 ha	- ha	はいいろ	別紙1
認農		水稻	16.5 ha	- ha	水稻	15.2 ha	- ha	だいたい	
認農		水稻	1.0 ha	- ha	水稻	13.7 ha	- ha	みどり	
認就		水稻	0.7 ha	- ha	水稻・果樹	2.8 ha	- ha	あお	
計	4経営体		42.4 ha	0 ha		42.3 ha	0 ha		

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業体(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。
2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。
3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。
4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。
5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業体一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。
注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。
注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。
また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。
必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。